（裏面）

連絡先

勤務先（昼間等の連絡先）	名称		所属	
			電話番号	
その他（帰省先等の連絡先）	名称又は氏名		受験者との関係	
			電話番号	

受験資格及び添付書類一覧

区分	受験資格	添付書類
実務経験 ＋ 実務者研修	３年以上の実務経験者で実務者研修を修了したもの （法第40条第２項第２号又は施行規則第21条第３号）	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・実務者研修の修了証明書又は修了見込証明書
ＥＰＡ介護福祉士候補者 ＋ 実務経験	ＥＰＡ介護福祉士候補者であって３年以上の実務経験者 （施行規則第21条第２号）	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
実務経験 ＋ 介護職員基礎研修課程 ＋ 喀痰吸引等研修	３年以上の実務経験者のうち、介護職員基礎研修課程を修了した者であって、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の交付を受けたもの （施行規則附則第１条の２）	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類 ・喀痰吸引等研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
高等学校等（専攻科含む）	高等学校若しくは中等教育学校の卒業者若しくは学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者又は高等学校若しくは中等教育学校の専攻科の卒業者 （法第40条第２項第１号、施行規則第21条第１号、平成19年改正法附則第５条又は平成20年改正規則附則第３条）	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者であることを証明する書面 ・教科目（科目）及び単位数の履修証明書又は教科目（科目）及び単位数の履修見込証明書
特例高等学校等（専攻科含む） ＋ 実務経験（９月以上）	法附則第２条第１項各号に規定する高等学校又は中等教育学校の卒業者で９月以上の実務経験を有するもの （法附則第２条第１項各号）	・卒業証明書 ・教科目（科目）及び単位数の履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書

備考

１　該当する□は、☑と記入すること。

２　整理番号欄には、記入しないこと。

３　指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。

４　この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずＨＢの鉛筆を使用すること。

　また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。

５　氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

６　学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学への入学年月を記載すること。

７　第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。）については、当該受験票の提出をもつて実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる。

８　実務経験証明書にあつては、勤務先の長が、卒業証明書及び履修証明書にあつては、学校等の長が発行したものであること。

９　実務経験見込証明書の提出をもつて申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。

１０　実務者研修の修了見込証明書の提出をもつて申し込む者は、当該実務者研修修了後、遅滞なく、実務者研修の修了証明書を提出すること。

１１　喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類の提出をもつて申し込む者は、当該喀痰吸引等研修修了後、遅滞なく、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。

１２　卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもつて申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。

１３　実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習修了証明書を添付すること。

１４　介護技術講習修了見込みで実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習受講決定通知書を添付すること。また、介護技術講習修了後、遅滞なく、介護技術講習修了証明書を提出すること。

１５　前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、介護技術講習修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもつて介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。

１６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。